

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2010. 8.10発行〈通巻第404号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



●再生が必要な森林・林業

林業の年千人率がとびぬけて大きい理由 2

●連載 それぞれのアスベスト禍 その7 古川和子 9

●アスベスト報道ダイジェスト 2010年7月 11

●韓国からのニュース 12

●前線から(ニュース) 17

明星工業損害賠償裁判証人調べ2回目 大阪／はつりじん肺損賠訴訟
第3回期日報告 大阪

再生が必要な森林・林業

林業の年千人率がとびぬけて大きい理由

平成21年の労働災害死亡者数は、1,075人となり、ついに千人台にまで減少することになった。労働災害発生件数には経済状況の影響が大きいとはいえ、減少傾向は顕著といえる状況である。しかし産業ごとの分析をみると、相変わらず他の産業に比べてダントツで災害が多発している産業がある。林業だ。

林業といえば、国土の7割が森林に覆われながら木材自給率は2割に過ぎないという我が国のいびつな現状への対策が急がれることや、地球温暖化防止森林吸収源対策

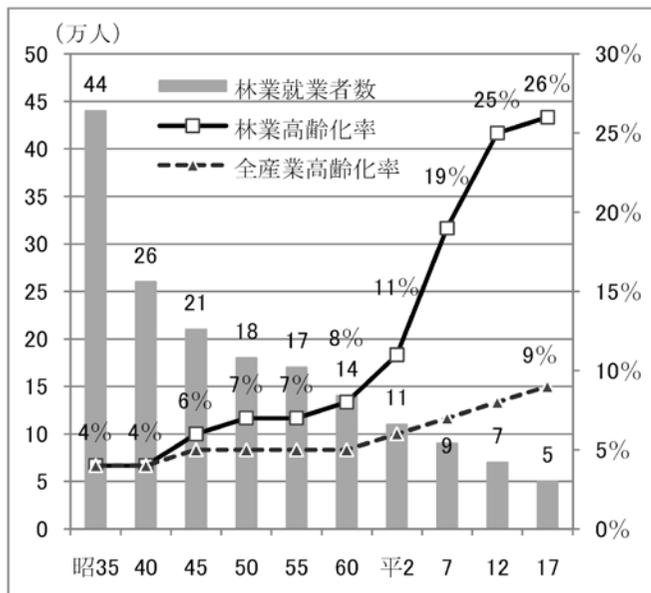
として、近年大いに注目されている第一次産業である。とくに昨年の政権交代後12月に公表された「森林・林業再生プラン」では、10年後に木材自給率を50%にまで引き上げると目標が設定され、現総理大臣の肝いりで今後の基盤整備が検討されている産業である。

かつて建築需要に供給が追いつかないほどの活況を呈していた林業、昭和30年代前後、日本中の山林から木材が伐採、搬出され、その後にはスギ、ヒノキが植林され続けた。それから50年経ったいま、建築用材として

利用可能なほど成長したにも関わらず、伐採、搬出の経費さえまかなえないほどに材価が低迷してしまい、国際競争力に勝る輸入材が大方のシェアを保っている。この状況から、当然に林業の就業人口も減り続け、昭和35年の44万人は5万人にまで減少している(図1)。国内総生産に林業が占める割合も、木材価格がピークに達した昭和55年の0.34%から30年足らずを経過した昨年では0.087%にまで減った。

世界でも指折りの緑豊かな国土を持ちながら、放置された人工林が目立ち、木材需要は輸入にたよるとい

図1 林業就業者数の推移



(出所) 総務省「国勢調査」より作成

う実態を解決するため、林業という産業に、根本的な改革や再生のための施策が必要なのは当然といえるだろう。

ここで紹介したいのは、異常といえるほど劣化してしまったいまの林業の状況を、象徴的に表している一つに、労働災害多発状況があるということである。

災害発生率が下げ止まって久しい林業

労働災害統計で、災害発生の頻度を表す指標の一つに年千人率がある。労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を示すもので、延べ労働時間当たりの災害件数を示す度数率や災害の程度を加味して労働損失日数で表す強度率にくらべて、大雑把な発生頻度をみるときによく使われる。

厚生労働省が労災保険給付データをもとに算出、公表している最も新しい平成20年の年千人率は、全産業で2.3。最も低い「電気・ガス・水道・熱供給業」で0.5、次いで低いのは製造業のうちの「電気機械」「精密」の0.9となっている。これに対して高い産業

は、林業が29.9と群を抜いている。

この産業別死傷年千人率の推移は表1、これをグラフにすると図2となる。林業の死傷災害多発は70年代でも目立っているが、当時は鉱業や港湾荷役運輸業で労働災害が頻発しており、林業だけというわけではなかった。1980年代になってこれらの産業を含めて年千人率は急速に減少していく。ところが1990年代になると鉱業や港湾荷役が20のラインを下回るようになったのに対し、林業のみが30前後の水準から減少せず、そのままで現在まで推移し続けるのである。

鉱業、港湾荷役での減少は容易に説明できる。鉱業では「土石採取業」では機械化による災害減少が大きく、「鉱山」については依然として危険な仕事のひとつといえるが、それでもガス検出装置の進化、掘削の機械化等により災害は減少している。港湾荷役では、コンテナ輸送が船舶輸送の主流となり、その労働態様が大きく変わったことが減少の原因である。

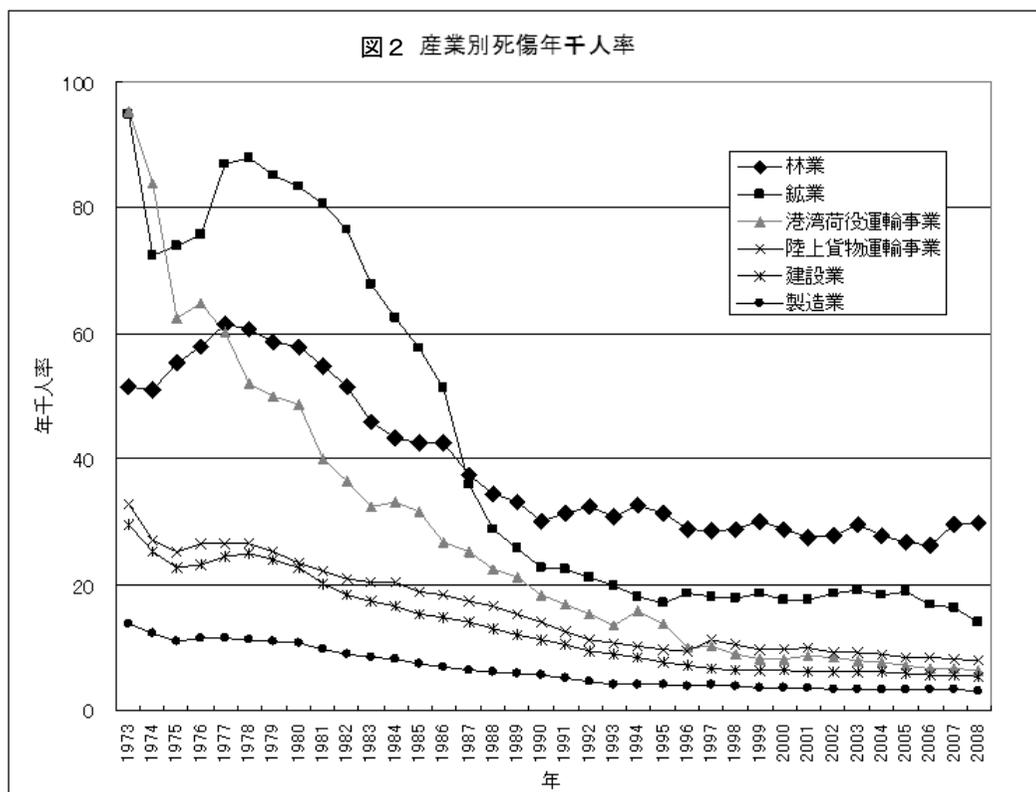
それでは林業ではどのような変化があったか。かつて山林で伐採した原木を、トラッ

表1 表産業別死傷年千人率の推移

	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
林業	51.6	50.9	55.4	58.0	61.5	60.8	58.6	57.8	54.8	51.6	45.8	43.4	42.5	42.5	37.4	34.5	33.2	30.2
鉱業	95.0	72.4	74.0	75.7	87.1	88.1	85.2	83.5	80.5	76.5	67.9	62.5	57.7	51.3	35.9	28.8	25.8	22.6
港湾荷役運輸事業	95.5	84.0	62.4	64.9	60.1	52.0	49.9	48.7	40.1	36.4	32.3	33.1	31.6	26.7	25.2	22.4	21.3	18.4
陸上貨物運輸事業	32.9	27.0	25.3	26.6	26.6	26.6	25.2	23.5	22.1	20.9	20.3	20.5	19.0	18.4	17.3	16.7	15.3	14.1
建設業	29.6	25.3	22.7	23.1	24.4	25.1	23.9	22.6	20.2	18.4	17.3	16.6	15.2	14.7	14.1	13.1	12.1	11.3
製造業	13.9	12.3	11.0	11.4	11.6	11.2	10.9	10.7	9.8	9.0	8.3	8.1	7.5	6.9	6.4	6.2	5.8	5.5

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
林業	31.5	32.3	30.8	32.7	31.5	28.7	28.5	28.8	30.0	28.7	27.6	27.7	29.7	27.7	26.8	26.3	29.5	29.9
鉱業	22.4	21.2	20.0	18.0	17.2	18.5	18.1	17.9	18.5	17.6	17.7	18.5	19.1	18.3	18.8	16.9	16.3	14.0
港湾荷役運輸事業	16.8	15.3	13.4	15.7	13.8	10.0	10.1	8.9	8.2	8.1	8.7	8.5	7.8	7.7	7.2	6.7	6.7	6.3
陸上貨物運輸事業	12.6	11.2	10.8	10.2	9.8	9.5	11.1	10.4	9.8	9.8	10.0	9.2	9.3	8.9	8.4	8.3	8.2	7.9
建設業	10.4	9.5	8.9	8.5	7.7	7.2	6.7	6.3	6.5	6.3	6.2	6.1	6.0	6.0	5.8	5.7	5.6	5.3
製造業	5.0	4.5	4.2	4.1	4.0	3.8	4.2	3.8	3.6	3.6	3.5	3.3	3.4	3.4	3.3	3.2	3.2	3.0

図2 産業別死傷年千人率



ク等に積み込む土場(集積場)まで運搬する方法は次のような方法が代表的なものだった。

丸太を斜面に組みその上をそりの上に材木を乗せて滑走させる木馬(きんま)、積雪のある地方では雪の溝を滑走させる雪そり、丸太を並べてその上に木材を滑らせて一箇所落とし込む修羅出し。いずれも極めて危険な方法だが、動力機械のない時代には合理的な方法であった。もちろん災害が多発したため、これらの運材方法については、労働安全衛生規則で規制され、いまも条文は生きている。動力機械が普及することにより、こうした方法は昭和30年代にほぼ姿を消すことになる。

変わって主流になったのは、集材機を使って架線により集材する方法である。この方法は、効率面、安全面で大きく進歩したが、動力機械と長いワイヤロープの張力を活用したものであるため、作業者の危険は大きい。1970~80年代に年千人率が大きく減少したのは、この架線集材の方法が発展すると同時に、架線作業主任者の選任など安衛則による規制が国によって講じられたことが大きい。

伐木作業ではチェーンソーが大きく普及したのは昭和30年代だが、40年代になって振動病が多発したことはよく知られている。その後改良が重ねられ防振対策が進んだが、安全面で見ると、鋭い歯がむき出しで高速

30から横ばいを続けている理由は想像がつく。同じ状況は2つとない森林の現場で、状況に応じて動力機械を手にして作業をするという仕事の進め方が災害多発を招いているということだ。

しかし、災害を分析して言えることは、作業ごとに十分に危険を予測することさえできていたら防ぐことができるものが多いともいえる。ところが林業の現場では、間伐作業なら1 haあたりいくらの出来高払い制の賃金支払い方法を取っていたり、国からの補助金を前提の事業で、間伐率を一律に決められていたりして、その現場の状況に見合った作業進行に無理があったりする場合が少なくない。結果として作業者のちょっとした不注意の類が重大災害につながって

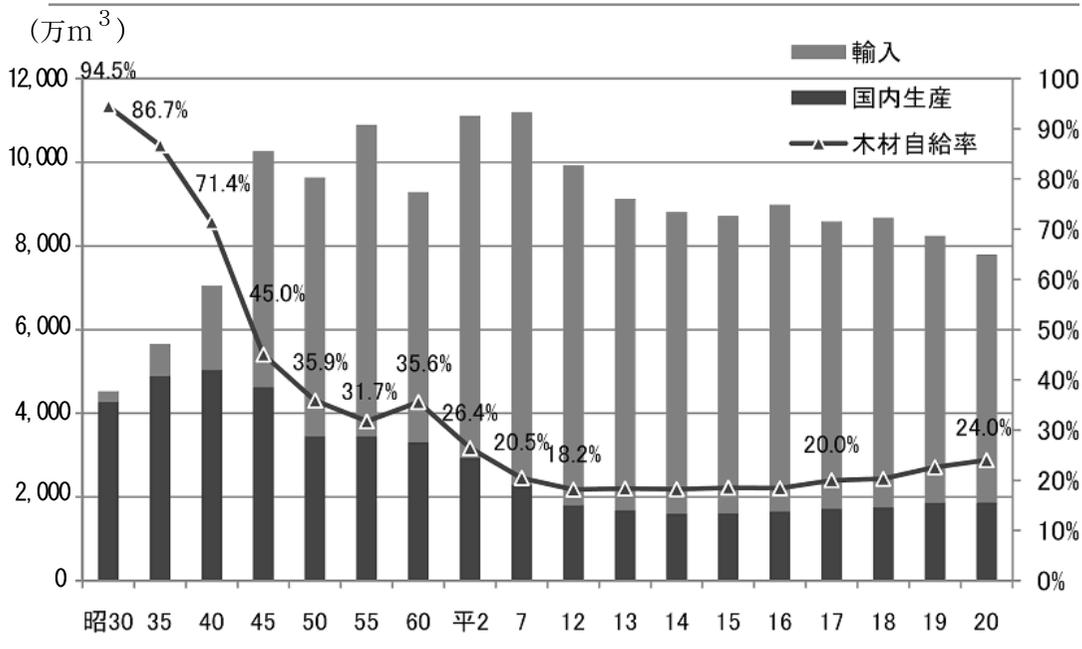
しまう。

また林業では作業現場が一般道からはなれた奥地であったり、いまや普及した携帯電話さえ使用できない場合も多く、被災から搬送の段階でも不利となり、重症化してしまう。

機械化が災害発生を減少させる

さて、我が国の木材需要は、輸入材に7～8割をゆだねている(図5)。かつて輸入材といえば東南アジアでの乱伐が問題となったが、その後は北米、ロシア等が中心となった。しかし最近では国際的な木材需要の高まりにより、これらの国々からの輸入は減り、替わって増えているのはヨーロッパ材

図5 木材(用材)の供給量の推移



林野庁「木材需給表」より作成

だという。欧州の林業は国際競争力が強く、ドイツ、オーストリア、スウェーデン、フィンランドなどは世界に木材を輸出している。

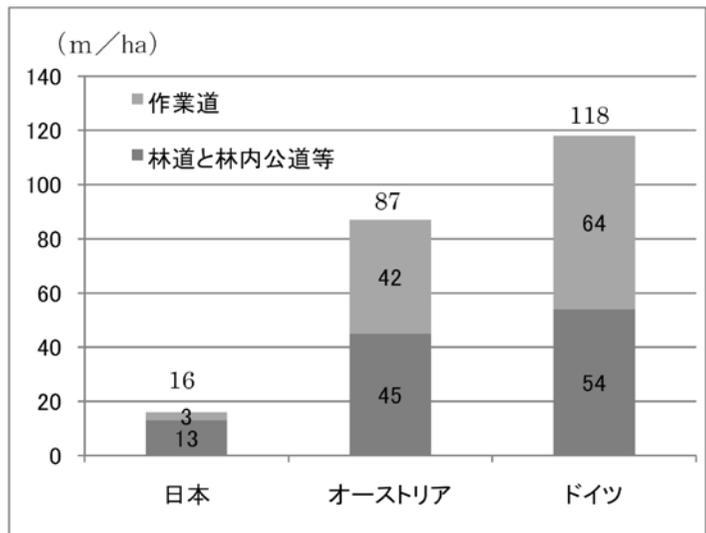
これらの欧州林業国は人件費が高く、以前のように日本の木材が国内で売れない理由としてはあげようがない。また、日本の山林の急峻な地形は、機械化を妨げる要因であるとの理由は、同様に急峻な山林から木を伐出しているオーストリアの競争力について説明がつかないことになる。たとえば現在オーストリアから日本に輸入されるホワイ

トウッドは、急峻なアルプスの麓から切り出され、コンテナに積み込まれ、列車でドイツの港まで運ばれた後、船積みされ、日本までやってくる。それらの運賃を差し引いての原木価格が十分に商売になるのである。

競争力の理由は、山林には十分な距離の作業道が整備され、そこに高性能の林業機械が分け入り、立木を伐採し搬出する。その作業効率が極めて高いのである。林業機械のオペレータは、キャビンの中でレバーを操作して急斜面を這いずり回って作業をするということがない。

欧州の林業機械メーカーのHPの 프로모ーションビデオは、林業機械の作動を紹介したあとキャビンにカメラのズームが向き、オペレータが20代のブロンドの髪をなびかせた女性であることを強調する。

図6 林内路網密度の諸外国との比較



注1 林道、林内の公道等及び作業道との合算数値である。

注2 ドイツは旧西ドイツの数値である。

(出所) 林野庁資料より作成

欧州では完成している森林の路網

作業道の整備については、図6をみればよく分かる。日本の森林では林道と作業道を合わせた路網密度は、1 haあたり16mなのに対してオーストリアでは87m、ドイツで118mと比べようもない差である。

道がなければ車輛系のどんな機械も森林に入ることができず、木を切り倒したとしても土場まで、架線を張って危険な作業を伴いながら搬出しなければならないこととなる。道があれば、車輛系の機械をいれて、できることならばチェーンソーさえ使うことなく、高性能の林業機械で切り出すことも可能となる。

オーストリアやドイツでなぜこれほどの路網密度が実現されているかといえば、国

による計画的な森林・林業の計画が策定され、その中で路網の開設が重要施策として推進されてきたからである。結果としてドイツは林業・木材産業で働く労働者の数は、自動車産業の2倍で、国内需要をほぼまかない、オーストリアは強力な木材輸出国となっているのである。

基盤整備が災害減少への道だが

かくして現在政府では、森林・林業再生プランにより、新たな基盤整備のための施策が検討され、実施に移されようとしている。開設された作業道に高性能の林業機械が入り、効率的に作業が進められ、搬出され、国内需要に応えた製材工場に運び込まれ、建築材となって建築需要を満たすようになるならば、年千人率30前後で推移し続ける林業労働災害の現状が改善することは明らか

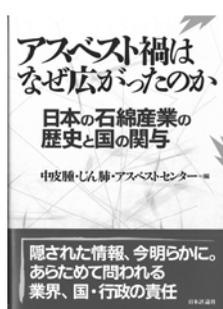
だ。

ただ長期的にはそのような予測はつつが、手遅れ森林が限りなく存在することに象徴される、現在の森林所有者の状態や、すでに廃業せざるを得なかった伐出事業者が多数存在して、事業者数自体が決定的に減少してしまっていることなど、難題は山積している。さらに画一的な間伐により補助金を受け取るシステムに慣れてしまっている現在のわずかな林業システムが新たな形に変わるためには少々時間を要するだろう。

林業労働を本当に快適で安全なものとするためには、路網とそこに入って作業をする機械の力が必要なことは明らかだと思える。ただ個々の山々にみあった働きかけに林業のやりがいがあるならば、一律の補助金のような施策ではなく、快適な作業環境に改善することを支援する施策が必要だと考えられる。

アスベスト禍はなぜ広がったのか

日本の石綿産業の歴史と 国の関与



世界と日本のアスベスト産業の歴史を調べ、さらにそれへの国の関与を明らかにし、健康被害の拡大がなぜ防げなかったのかを問う。

中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編

発行 日本評論社
<http://www.nipponyo.co.jp/book/5043.html>

判型： A 5判 ページ数：248 ページ

定価： 税込み 2,520 円（本体価格 2,400 円）

連載 それぞれのアスベスト禍 その7

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

ひたすら働いてきて

かつて石綿製品が大量に生産・使用されたとき、当然の如く製造過程での不良品或いは使用後の製品廃棄物も発生する。そしてそれらの石綿製品を再生する「リサイクル業者」も数多く存在したと聞く。

Aさん(57歳)は、在日韓国人だ。出身は釜山方面だという。親がやっていた石綿再生業を、学校卒業と同時に兄弟全員で手伝ってきた。当初尼崎に工場があり、取引先はクボタをはじめ多くの石綿工場だった。クボタではトラックで石綿製品のクズを回収した。他にも泉南方面は勿論、西成区の万年スレートや河内長野市の東洋石綿にも行ったという。あらゆる場所での石綿製品クズを回収してまわった。Aさんは主として、トラックを運転して回収作業を行っていた。自社での製品粉碎作業に加えて、回収時の各工場での粉じんも大量に曝露したという。

S 48年頃にAさんの親は尼崎市から滋賀県に工場を移転し、そこでも近年まで再生業を行っていた。私は、石綿製品といえばクボタの水道管と建材が浮かんでくるがAさん達が手掛けたのはそれら製品の回収、再生のみでなくいわゆる「検査落ち」した商品

も扱っていた。伊藤忠・三菱・住友ほかの各商社が輸入した石綿が製品検査で落ちると、その石綿を引き取りリサイクル(加工)していたそうだ。

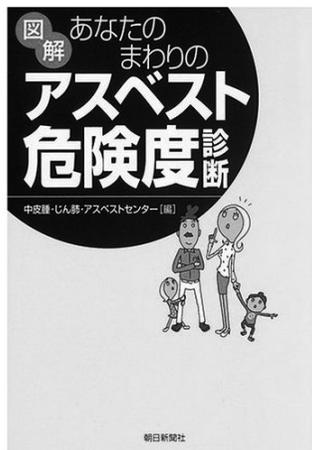
工場閉鎖後Aさんはトラック運転手として働いた。4人の子ども達は成長し、可愛い孫も授かり、同じ在日韓国人の妻と共に幸せな老後を迎えるはずだったが、突然の発病にAさん夫妻は奈落の底に突き落とされた。「悪性胸膜中皮腫の肉腫型」という診断名だった。いまや主流となっている抗がん剤のアリムタ治療も、効を奏さないといわれているタイプの中皮腫だ。仕事を休むと収入が無くなる、という切羽つまった状況でAさんは発病後も可能な限り働いた。たまたま勤務先の社長が友人だったので、しんどい時は事務所で横になりながらも、必死で運転したという。国籍の問題から、夫妻は公的年金を掛けていなかったため、発病後は老後の不安も増してきた。

クボタショックのニュースは、Aさん達も不安に駆られていたという。だから自身の発病後は「この事を口外すると、大変な事になる」と、自らの救済の道さえも閉ざしてしまった。その結果、発病後しばらくは可能な限り仕事をして体調不良の時は休む、ということの繰り返しが続いたが、それ

にも限界があった。ある時、妻からの電話相談により私はAさん夫妻と面談した。不安な表情いっぱいのAさんと、それを懸命に支える妻の姿が痛々しかった。「安心して療養する為にも労災申請を」と強く勧めた。幸いAさんの母親が社長だったこともあり、労働者性が認められて労災は認定された。その過程で「石綿再生業の認定は初めてのので平均賃金の参考例が無い」と所轄の監督署がいった。そこで「同規模の事業所の平均賃金」をもって決定された。先日片岡さんと共に入院先の病院を訪問したら、Aさんはとても穏やかな表情になっていた。しかし「石綿が危険だということは何も知らな

いで、一生懸命働いて来ました。兄も弟も妹2人も、学校をでると皆仕事を手伝いました。その結果私はこの様な病気になり、弟は最近石綿肺だといわれた」というAさんの言葉に胸が詰まった。

「労災認定されたお陰で、今住んでいる自宅を売らなくて済みました」と喜ぶ夫妻に安堵しながらも、帰路についた時片岡さんが「あの人たちは一生懸命に働いて生きてきた人達だ」といったのが、「公害は弱者から被害を受ける」といわれていることと重なった。Aさんが「検査落ち」で購入していた石綿輸入商社から被害が出ることはないのだろう。



図解 あなたのまわりの アスベスト危険度診断

中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編
1260円(税込み) 朝日新聞社

怖がっているだけではもいけない!

…アスベストに詳しい民間団体が「建物のアスベスト」について徹底解説。これさえあれば気になるアスベストの危険性が簡易判断できる初めての本です。自宅・学校・会社…気になるあなたに必携の一冊です。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881

E-mail:joshrc@jca.apc.org URL:http://www.jca.apc.org/joshrc/

アスベスト報道ダイジェスト 2010年7月

- 7/1 石綿健康被害救済法が政令改正されることに伴い、対象疾患とともに著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺と、びまん性胸膜肥厚が追加される。労災保険では対象だが、同法では適用外だった。
- 7/5 環境省はアスベスト工場がある全国7地域で、工場周辺の住民を対象に実施した09年度の健康調査結果を公表。仕事などで石綿に接触していない人の19%に「胸膜肥厚斑」が見つかった。調査は06年度に3地域で始まり、09年度は、兵庫県尼崎市▽大阪府泉南地域▽佐賀県鳥栖市▽横浜市鶴見区▽岐阜県羽島市▽奈良県▽北九州市門司区の計7地域を対象に、石綿工場が稼働していた時期の近隣住民に検診を呼び掛けた。総受診者は2430人で、約26%の624人に胸膜肥厚斑が見つかった。うち本人や家族に石綿関連の職歴や同施設への立ち入り歴がない人は214人で、こうした受診者(1116人)の19%。地域別では羽島市(38%)と尼崎市(20%)が目立って高く、羽島市は前年度調査(26%)から急増。
- 横浜市鶴見区のアスベスト病変多発問題で、環境省検討会は「09年度健康リスク調査」結果を発表した。新たな胸膜ブランクは職歴曝露の3人で、住民の環境曝露はなかった。09年度の受診者で89年以前に同区に居住歴のあるのは345人(新規97人)で、胸膜ブランク3人はいずれも職歴曝露だった。07年度から3年間の合計では、530人のうち胸膜ブランクは85人で、環境曝露は16人。うち12人は、75年まで石綿建材を製造した旧朝日石綿横浜工場の周辺300Mに10年以上居住歴があり、70歳以上の女性が多い。
- 環境省が発表した09年度のアスベスト関連工場周辺住民らの健康リスク調査で、ニチアス王寺工場の救済金支給対象範囲外にしか居住歴のない2人から、石綿曝露を示す病変「胸膜肥厚斑」が新たに見つかった。
- 7/7 大阪府吹田市の電気工の男性がアスベストによる肺がんで死亡したのは元請け業者が安全配慮義務を怠ったためとして、遺族2人が電気設備工事会社「中央電設」に約7600万円の損害賠償を求める訴えを大阪地裁に起こした。男性は昭和37年に入社。43年ごろ別会社に転籍したが、同社の下請けとして平成18年まで電気工事に従事した。
- 7/10 ニチアス王寺工場と竜田工業の周辺でアスベスト健康被害が起きている問題で、奈良県が独自の被害調査を行うため設置する「県アスベスト被害実態調査委員会」に、両社が参加を拒否していることが分かった。調査には企業側の協力が不可欠。県は、環境省委託の「健康リスク調査」とは別に、独自の調査を行う予定で、調査対象や方法を委員会に検討する。委員には、県や王寺・斑鳩両町の幹部、専門医、患者団体代表など約10人が内定、12日に第1回会合を開く。両社の従業員の健康被害調査で、実施には従業員名簿の提供など企業側の協力が欠かせない。
- 7/20 兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺のアスベストによる健康被害で、平成17年から19年までの3年間で、同市内で中皮腫のため74人が死亡し、うち9人が日常生活の中で石綿を吸引したことが原因で死亡した可能性が高いことが市の独自調査で分かった。市がアスベスト対策会議で報告した。9人全員が同工場近くに居住していたり、工場近くの職場に勤務していた。調査対象は、3年間の人口動態調査(死亡小票)に記載された市内在住者で死因が中皮腫だった74人のうち、遺族の同意が得られた45人の職業歴や生活歴、生活環境などを聞き取りで調べた。中皮腫による死者は、前回調査(14-17年)の50人に比べて1.5倍に増えた。
- 7/23 西日本鉄道(福岡市)は、平成19年11月に間質性肺炎のため死亡した元従業員の男性が、今月12日に福岡県労働基準監督署からアスベスト吸引による労災と認定されたと発表した。男性は昭和31年に入社し、平成3年ごろまで石綿を含むブレーキやクラッチ類の部品交換などの車両の整備業務を中心に携わっていた。
- 7/26 アスベストを混ぜた石綿セメント混合管を71年まで製造していた旧「日本エタニットパイプ」高松工場の元従業員6人がじん肺になったとして、資本を引き継いだ「リゾートソリューション」に対し1人当たり1650万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が高松地裁であった。会社側は全面的に争う姿勢。6人は6~24年間、同工場で石綿セメント混合管を作り、離職後じん肺を発症し行政認定を受けた。労組の損害賠償交渉で会社側は28人と和解したが、6人は労災の療養給付を受けていないと和解協議を拒否した。
- 7/27 住友金属工業和歌山製鉄所でコークス炉の外壁に使われた断熱材用の粉末に、法定基準の12倍のアスベストが含まれていたことが同社への取材で分かった。中国から輸入されたもので、石綿が含まれているとの認識はなく、周辺住民を含めた健康被害の可能性はないとして公表しなかった。和歌山労働基準監督署は、アスベストを下請け業者に使わせたことが労働安全衛生法違反に当たるなどとして、同製鉄所など5社に是正勧告した。
- 7/29 大阪府泉南地域のアスベスト工場の元従業員や周辺住民が石綿による健康被害について国家賠償を求めた集団訴訟で、元従業員と遺族の計13人が総額3億1900万円の支払いを求め大阪地裁に追加提訴。今回は昨年9月以降順次提訴中の第2陣で、第2陣の原告数は計30人。
- 7/30 国土交通省は、合同庁舎や裁判所など国の施設のうち、今年3月末時点で石綿の除去や飛散防止の対策が講じられていなかった建物68棟あったと発表した。調査は各省庁が所管しているすべての建物8万2496棟を対象に実施。石綿を使っているが対策済みの建物は395棟だった。

韓国からのニュース

■医療機関災害・疾病比率、相対的に高く／大韓産業医学会『医療従事者の健康危険』セミナー開催

医療機関の労働者の業務上災害の中で、疾病が占める比率が全業種に比べて相対的に高いことが分かった。

大韓産業医学会が8日に主管した『医療従事者の健康危険と影響』セミナーで、キム・ウンア産業安全保健研究院・職業病研究センター所長は『医療機関従事者の業務上災害の特性と現況』を発表した。キム所長が2000年から昨年までの労災療養承認資料を分析した結果、病院・医院など医療機関従事者の産業災害は、全被災労働者の0.88%であった。医療機関の業務上災害のうち疾病の比率は18.2%で、全業種(8.5%)より高かった。職業病は筋骨系疾患(47.6%)・感染性疾患(32.8%)・脳心臓関係疾患(16.7%)の順となった。

年齢別には40代と30代、50代の順で被災者が多かったが、医療機関は20代と30代、40代の順だった。また、医療機関の被災労働者の勤務期間は、1年から5年が39.6%で最も多かった。全業種では6ヶ月未満の労働者が全被災者の半分を占めたのとは対照的な結果だ。専門科目別では、整形外科・歯科・外科・産婦人科の順で災害が多かった。医療機関で他の業種より占める率が高い事故は、『倒れる』・異常温度・無理な動作・暴力行為などだった。

キム所長は「医療機関に適合した疾病予

防対策を、具体的に樹立する必要がある」。「特に筋骨格系疾患を予防し、職業性感染疾患を管理できるような体系を構築しなければならぬ」と話した。2010年7月9日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■「労災訴訟を取り下げて民主労総と会わないでくれ」／三星電子職業病被害者、会社側の労災隠蔽の動きを暴露

三星電子が半導体・LCD工場の職業病被害労働者と遺族に慰労金を出して、産業災害隠蔽を図ったという主張がされた。

半導体労働者の健康と人権を守る『パノリム』と三星一般労組は12日、ソウルで『三星労災隠蔽糾弾証言大会』を行い、「この間パノリムと共に労災申請をした色々な被害者と家族が、三星から懐柔された」と主張した。

これらによると白血病の闘病をしていたが、3月に死亡した三星半導体・温陽工場の労働者・故パク・チヨン氏の遺族は、5月に三星から慰労金を受け取る代わりに行政訴訟を取り下げた。パク氏の遺族は、パク氏が勤労福祉公団から労災不承認を受けるとすぐに、他の被害者と共に行政訴訟を提起した状態であった。

この日、三星一般労組が公開したビデオでパク氏のお母さんファン・クムスク氏は、「慰労金を受け取る代わりに民主労総とは会わず、行政訴訟も取り下げろと言った」。「チヨンの命の値段を金で合意したことが後悔さ

れる」と打ち明けた。当時パク氏の家庭は治療費などで借金をしており、家計がかなり厳しい状況だった。

三星電子LCD器興工場で働いて退社した後、脳腫瘍に罹って現在の闘病中のハン・ヘギョン氏も、最近三星側から「慰労金を出すから労災申請を取り下げてくれ」という話をされたことが確認された。ハン氏は1月に労災不承認通知を受けて、公団に審査請求をしている状態だ。ハン氏の母のキム・シニョ氏は「三星が慰労金を条件に労災隠蔽を試みるのは、個人の問題で終わることはない。」「一番の企業が労働者の命をオモチャにすることだ」と批判した。

三星半導体器興工場で働いて2007年に白血病で死亡した故ファン・ユミ氏の死因が公開され、電子産業の職業病問題が世間に明らかになった。初めは半導体工場の白血病被害の事例だけが知らされたが、最近では三星LCD・三星電気など、三星系列会社で働いて希種癌など各種の職業性癌に罹った被害者の情報提供が続いている。パノリムによると最近までの職業病被害の情報提供だけで60件余りに達する。2010年7月13日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■事故経験のない機関士の恐慌性障害（パニック障害）も労災／最高裁「地下鉄運行に対する不安と緊張感が疾病誘発」

今までに事故を経験したことがない地下鉄機関士の恐慌性障害も、業務上災害に該当するという最高裁判決が出た。今までは地下鉄の運行中に人を撥ねたり、怪我をさせて精神疾患を発生した場合に限り、産業災害

と認定されていた。

最高裁2部は地下鉄機関士として働き、恐慌障害と診断されたキム・某(53)氏が、勤労福祉公団を相手にした療養不承認処分取り消し請求訴訟で、原告勝訴の原審を確定したと明らかにした。

恐慌性障害は精神疾患の一種で、特別な理由もなく、予想もできずに現れる極端な不安症状をいう。極度の恐怖心を感じて、心臓が爆発しそうに早く打ち、胸が苦しくて息が詰まる症状を伴う。キム氏は2003年3月、ソウル地下鉄公社(現ソウルメトロ)に転職し、機関士として働き始めて4年目の2007年3月、運行の途中に極度の恐怖感を感じた。動悸が激しくなり、息が詰まって列車の運行を続けることができず、直ちに応急室に後送された。その年の5月、キム氏は恐慌障害の診断を受け、公団に労災療養を申請したが拒否された。公団は「業務との関連性より、個人的な脆弱性によって恐慌性障害を病むことになった」として不承認とした。

裁判所は「元気だったキム氏が恐慌発作症状を示したのは、機関士に転職された以後」として、「高速運行に対する不安感と、正確な時間に出発と停車を繰り返さなければならない緊張感、運行遅延による経過書提出、乗客らの抗議とマスコミ報道、これによる問責性の教育などで、持続的に肉体的疲労と精神的・心理的ストレスを体験したと見られる」と判示した。

裁判所は特に、機関士の相当数が恐慌性障害を訴えている点と、機関士の業務を遂行しない時にキム氏の状態が好転したこと

を上げて、「機関士の業務で恐慌性障害が誘発されたり、悪化したと見られる」とした。裁判所は「キム氏の性格や遺伝的・生物学的な要因の中には、恐慌性障害の発病原因が内在していたものと推定することができる」としながらも、「キム氏が機関士に転職された以後に体験した肉体的過労と精神的ストレスが、直接的な発病原因ではないとしても、過労とストレスによって恐慌性障害が誘発されたり、自然的な進行の経過が異常に悪化したと推測判断することができる」と付け加えた。

2007年にカトリック大病院・産業医学課が、ソウル都市鉄道の機関士836人に対する特殊健康検診を実施した結果によると、機関士の5人のうち1人が1つ以上の精神疾患を病んでいることが明らかになった。恐慌障害を病む機関士の比率は、一般人より7倍も高かった。2010年7月20日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■三星職業病死亡者のための追悼祭

半導体労働者の健康と人権を守る(パノリム)は、ソウル駅で23日に故ファン・ミヌン氏とヨン・チェウク氏を追悼する行事を行った。

パノリム関係者は、今まで三星で職業病で死亡した人は分かっているだけで19人で、この日がファン・ミヌン氏とヨン・チェウク氏の命日なので追悼祭を行うことになったと話した。

この日の追悼祭は100人余りの市民と学生たちが参加して行われた。

追悼祭に先立ち参加者は、『三星の職業病

の責任認定と、安全で人間的な労働条件の提供』を求める署名運動を行った。また、三星半導体の労働者の現実を知らせるビラを市民に配った。

この日、ホン・ヒドク民主労働党議員は「我が国の一流企業の三星が、数兆ウォンの利益を出す労働者の死を冷遇し、勤労福祉公団はこれを隠している」とし、「今回の国政監査で、公団のこのようなやり方を必ず明らかにする」と話した。

追悼祭に先立ち、パノリムは勤労福祉公団に3人の集団労災申請を行い、記者会見では、労災承認をずっと拒否してきた公団の労災認定を求めた。

ユ・ヨンジョン氏は「三星半導体で働いた娘が再生不良性貧血に罹り、骨髄移植をしなければならぬのに骨髄が合う人がおらず、9年目の闘病中」と話し、「それでも勤労福祉公団は労災承認もしない」と話した。

引き続きユ氏は「イ・ゴンヒ会長がこのようになっても見ているだけか」。「勤労福祉公団がこうなら、『勤労』をとって『三星』をつけて、三星福祉公団に名前変えろ」と糾弾した。2010年7月24日 民衆の声 キム・ハンス記者

■業務上疾病承認率が毎年減少……『腹を立てた』労働者たち／業務上疾病判定委導入・認定基準改正の後、不承認率が急増

2008年に全面改正された産業災害補償保険法が施行された後、業務上疾病の承認率が続いて下降し、労働者の不満が高まっている。労災保険法が改正されて導入された、業務上疾病判定委員会も俎上に上がった。

25日、雇用労働部の産業災害統計によると、業務上の事故は2006年の7万9675件から昨年の8万9100件に、9425件増えた。反面、同期間の業務上疾病は1万235件から8721件に減った。業務上疾病の不承認率も2006年の45.7%から、昨年の60.7%に増加した。

特に脳心血管疾患は不承認率が84.4%にもなり、認定基準を改正しなければならないという声が高い。実際、疾病判定委員会は、労災保険法施行令よりも厳格に規定された労働部の告示に従って業務上疾病の可否を判断する。告示で短期間の業務負担の増加を判断する基準は、発病前1週間以内の業務量や業務時間が、今までより30%以上増加したかどうかである。

これを適用すれば、常時長時間労働をするタクシーなどの輸送労働者は、一般労働者と比べて業務上疾病の承認率が落ちる。『業務量・業務時間30%増加』基準のためだ。反面『定時退社』をしていたが、1週間続けて夜10時まで夜勤をした労働者は、労働部基準に符合して業務上疾病を認められるという珍現象が現れる。

ペ・ヒョン Chol 金属労組・労働安全保健室長は「疾病判定委員会が導入されて以後、業務上疾病の認定率が急激に落ち」て、「労災申請より会社の公傷で処理するケースが増えた」と話した。金属労組と労働安全保健団体が構成された『改悪労災保険法阻止の釜山梁山慶南蔚山地域共同対策委員会』と、民主労総の蔚山・釜山・慶南本部は、今年下半期に『労働者健康権の地域別対策委員会』を設ける予定だ。これらは釜山・大邱など6

地域にある疾病判定委員会と勤労福祉公団支社の前で、労働者の街頭相談を行う計画だ。

ヒョン・ミヒョン 蔚山労災追放運動連合・事務局長は「現場では労災保険法が改正された後、労災を承認されにくいという雰囲気は広がっている」。「特に疾病判定委員会に対する不信が強い」と話した。

一方労働部は、最近労使団体と専門家が参加する業務上疾病認定基準委員会を構成し、脳心血管疾患認定基準の改善法案を議論している。2010年7月26日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■金属労組、石綿など発癌物質追放活動を本格化／職業性癌で死亡疑惑の事例を発掘し、労災申請

「昨夜は一睡もできませんでした。家にしかいなかった夫が死んで3年になって、労災申請をしようとするのに、心が乱れました。しかし、夫のように口惜しい思いで死んでいく被害者がこれ以上ないようにというふうに、考えを変えました」。

光州広域市に居住する主婦チェ・ポギョン(39)氏は28日午前、ソウルの金属労組事務室を訪ねた。チェ氏は6月、錦湖タイヤ光州工場で働く姪から、労組が職業性癌患者を見付けて労災申請を手伝ってくれるという話を聞いた。労組幹部が直接光州まで来て、夫の死亡の経緯を調査し、産業医学専門医の所見書まで用意してくれた。2ヶ月余りの準備の末、チェ氏と労組はこの日午後、ソウルの勤労福祉公団に遺族手当請求書を提出した。遺族手当は現行の産業災害補償

保険法により、業務上の理由で被災者が死亡した場合、その遺族に支給される保険手当だ。

チェ氏の夫イ・某(死亡当時38才)氏は、2006年に肺癌の診断を受けて闘病していたが、翌年8月に死亡した。闘病する前まで、故人は21年間タクシー会社の整備技士の仕事をした。主に車体とブレーキを整備・修理した。故人は会社のタクシー80台を1人で引き受け、車両故障の申告が入ってくれば、週末も昼夜もなく会社へ出かけた。深刻な業務ストレスに苦しめられた故人は頻りにタバコを吸ったが、退社後家に帰ってからは家族の健康を心配してタバコを吸わないなど、自ら喫煙量を調節していた。チェ氏は「体格も良く若い夫が、タバコのために死んだとは考えられない」。「自動車ブレーキライニングなどに混ざっていた石綿を、長期間多量に吸入したのが肺癌の原因だ」と主張した。

タバコと石綿はいずれも肺をダメにする要因だ。故人が業務上災害と認められるには、タクシー整備の過程での、石綿曝露の程

度と肺癌の関連性が糾明されなければならない。ユン・カンウ緑色病院労働環境健康研究所・産業医学課長は「国内では2003年以前までブレーキライニングのような自動車部品に石綿が使われ、国内外の研究調査結果によれば、車両整備とブレーキ交換の過程では石綿曝露の量が増加した」。「故人の胸部コンピュータ断層撮影(CT)の結果、石綿曝露に関係した異常所見が見付かった点などに照らしてみれば、石綿曝露の程度が高かったものと推定される」と話した。

金属労組は今年の初めから、発癌物質追放活動を進めてきた。作業現場の発癌物質を捜し出して危険性を知らせ、職業性癌と疑われる患者を捜し出して労災補償請求のための書類作成などを助けている。この日公団に遺族手当申請を出したチェ氏の他にも、40人余りが労組に助けを要請している。

一方、韓国産業安全保健公団の産業災害統計によれば、職業性癌の認定件数は2008年に5件、09年に4件、今年(1分期)は10件に過ぎない。2010年7月28日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者(翻訳:中村猛)



頸肩腕障害などの 上肢障害 認定マニュアル

頸肩腕障害などの上肢障害の診断・治療・労災問題に取り組んできた医師・労働安全衛生センター・NPOの実践的経験、労災申請のための医師意見書例を掲載し、上肢障害に関心を持つ医師・医療ソーシャルワーカー・労組関係者などの必携マニュアル。

編集 労働者住民医療機関連絡会議
全国労働安全衛生センター連絡会議

発行 アットワークス tel:06-6920-8626
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/28.html>)

体裁 A5判・290ページ・ソフトカバー
定価 1,995円(本体1,900円+税)

前線から

明星工業損害賠償裁判 証人調べ2回目

大 阪

7月12日に続き、JRの鉄道車両吹き付けアスベストの除去工事に携わった明石さん、竹中さんの本人に対する証拠調べが7月26日に行われた。

午前中は明石さんに対する主尋問から始まった。JR車両におけるアスベスト除去作業について、その工程、機材、作業環境に関して明石さんが詳細に答える。隣の作業員が見えなくなるほどの粉じん、破れた箇所を補修しながら使われてきたマスクなど、現場に入った者でしか知り得ない事柄を、誰にでも分かるように答え、裁判官からも十分な納得を得られた。これに対し被告代理人による反対尋問では、明石さんがアスベストを吸引した現場が別にあるのではないかといい、また、アスベストの危険性を承知の上で除去

作業をしてきたのではないかと、という点に終始し、JR車両のアスベスト除去でアスベストばく露をしなかったという話にはならなかった。

午後は竹中さんに対する主尋問および反対尋問である。竹中さんは1970年代から明星工業の下請けで働いており、JR車両のアスベスト除去以外の粉じん作業にも従事している。尋問を通して、明星工業が労働者の安全に無関心であることが、アスベスト除去に関してだけでなく従来からの企業体質であるということを経験者および傍聴人に印象付けた。

はつりじん肺損賠訴訟 第3回期日報告

大 阪

7月22日のはつりじん

肺訴訟第三回期日には真夏

お二人にとってはとても長い1日だったのであろう。しかし、朝10時から夕方4時までの長丁場でも原告は気力を失わず、途中息苦しさや咳込みながらも「一緒に働いてきた仲間も多く死んでいる。その無念を裁判所にも知っておいてほしい」と訴えた。

被告は明石さんと竹中さんが石綿疾患に罹患していることについて未だに疑いをはさみ、二人の肺の細胞を採取して検査をするよう執拗に求めたが、裁判所は、二人がアスベストにまみれて作業をしてきたこと、その結果石綿疾患に罹患したことはこの日の尋問と提出された書証で明らかであると判断し、却下した。また、裁判官は最後に「良い解決を目指したい」と発言したが、原告に対する心証が大いに勝っていることは言うまでもない。

の午後3時という時間にも関わらず、多くの支援者が傍聴に駆け付け、原告を力づけてくれた。原告席に座るのも3回目になり、気持ちも落ち着いてきた各原告は、定刻の10分前には着席し静かに開廷を待つ。

裁判官も入廷し時間どおりに開始したが、今回もさっそく、会社更生の適用を受けた被告の代理人が「会社更生を受けて、もう損害賠償責任がないのだから早いところ解放してくれ」と騒ぎだした。

裁判官も無視すればよいのに、律義に話を聞くからいつまでも進展しないのである。第一回目から特に主張内容が変わるといってもなく、胸を張って「こっちは一度つぶれているから債務はないのだ」と毎回言うのだから呆れてしまう。加えてこんな企業の代理人に限って「こっちはわざわざ東京から出てきている」などと言い始めるのだから始末に負えない。

せっかくの意見陳述の前にケチを付けられた感じが、今回も原告のうち3名が自分の言葉で意見を述べ

た。

一番手は末吉さんで、じん肺で亡くなった父親の茂信さんや親せきの方、そして治療の甲斐なく亡くなっていった仲間たちの無念を語った。末吉さんは普段から「口ではうまく言えん」と言いながらも、多くの亡くなった方々と接してきて、その苦しみをつぶさに見てきている。たとえ饒舌でなくても、末吉さんの言いたいことは確実に伝わっているのではないだろうか。

二番目に陳述した金城さんが対する被告は、会社更生を受けた村本建設だけである。しかし、一度つぶれたからといって何が変わったのか。つぶれる前と後で粉じんの種類が異なるのか、倒産後は粉じん対策が改善されたのか。金城さんはご自身の経験から、実際には何の変化もなかったということを、普段の穏やかな雰囲気のまましっかりと述べた。

この日の最後を締めてくれた矢野さんは、お母さんとお嬢さんを傍聴席に迎え、家族のために一生懸命

働いてきたことを陳述した。被告の一部は矢野さんの作業現場の認否を未だに行わず、なかなか進展がないことについて矢野さんにはずいぶんと辛抱を強いている。しかし、今回の意見陳述の中で被告に直接伝えることができたので、次回までには進展がみられるに違いない。

原告側は個別の現場に関する詳細を次回期日までに提出する予定で、個別の被告との進行協議が始まるのも近いという。苦勞して始まり、なかなか前に進まないこの訴訟もだいたい整理されてくるのではないだろうか。次回期日は9月16日午後3時より大阪地裁2F大法廷です。これからもより一層支援体制を整え応援していこう。



7月の新聞記事から

7/2 日本を学ぶため外国人研修制度で来日し、技能実習生として金属加工会社フジ電化工業（茨城県潮来市）で働いていた中国人男性が平成20年に死亡したことについて、鹿嶋労働基準監督署は、違法な長時間労働による「過労死」と判断し、労災と認定する方針を固めた。外国人実習生を過労死として労災認定するのは初めて。男性は17年から同社で勤務。20年6月に心不全により自宅で死亡した。亡くなる直前1カ月の残業時間は100時間を超えた。長時間労働のほか残業代の不払いなどがあり、同労基署は労働基準法違反の疑いで、同社と男性社長を書類送検した。

7/5 骨髄バンクを運営する「骨髄移植推進財団」の元総務部長が、元常務理事による職員へのパワハラなどを報告書にまとめて懲戒解雇（06年9月）されたのは不当として、地位確認などを求めている訴訟で東京高裁で和解が成立した。解雇を撤回し今月までの賃金を支払うなどの内容。1審東京地裁は09年6月、職員としての地位確認や賃金支払いなどを命じていた。

7/8 うつ病で自殺した小児科医の遺族が「病院が健康への配慮を怠った」として、立正佼成会に約1億円の損害賠償を求めた訴訟は、最高裁第2小法廷で和解が成立。和解条項には「医師不足や医師の過重負担を生じさせないことが国民の健康を守るために不可欠であることを相互に確認する」という異例の内容が盛り込まれた。小児科医の中原利郎さん（44）は99年、病院の屋上から飛び降り自殺、1、2審は請求を棄却したが、病院側は中原さんに哀悼の意を表し、遺族に和解金700万円を支払った。07年3月に東京地裁は自殺を労災と認めたが、約2週間後にあった今回の訴訟の1審判決は過労を認めずに請求を棄却。08年10月の二審東京高裁判決は「医師の欠員に直面し負担があった」とする一方、「病院は精神障害を認識できなかった」として一審判決を支持した。

7/14 職場の健康診断で精神疾患を調べる方法を検討していた厚生労働省の「職場におけるメンタルヘルス対策検討会」は、問診票にストレスに関する項目を追加するよう求める報告書案をまとめた。当初検討されていた精神疾患調査の義務化は見送られた。報告書は7月中にもまとめ、その後、労働政策審議会に提出され、制度改正が必要な部分で審議される。

7/21 堺市西区の化学工場「N1ケミテック」の研究室で爆発があり、作業中の男性1人が全身やけどで重体、男性2人が顔などにけが。3人は樹脂添加剤を開発するため、粉状の薬品を調べていたという。爆発の影響で、工場の窓ガラスが割れて飛び散り、周辺は一時騒然とした。

7/26 阪神大震災の復興事業などを担当した後、うつ病になり自殺した兵庫県芦屋市の職員だった男性について、地方公務員災害補償基金兵庫支部が今年に入り、自殺は公務災害と認定していたことが分かった。1995年の阪神大震災後、男性は芦屋市の財政計画や復興事業を担当。長時間労働や仕事への重圧があったとされ、01年3月にうつ病の診断を受け、02年5月に自殺した。

大阪市教委は、20-30代の女性教員9人に体を触ったりするなどのセクハラ行為を繰り返した

たとして、市立小学校の男性管理作業員を停職6カ月の懲戒処分にした。作業員は否認している。

7/27 外資系消費者金融「日本ファンド」の契約社員ら3人が、元上司から真冬に扇風機で強風を当て続けられるなどのパワハラを受けたとして同社などに損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁は、慰謝料など総額146万円の支払いを命じた。訴えていたのは30-40代の契約社員ら3人。うち1人は08年6月にうつを患い1カ月間休職した。また、元上司は原告らに「給料をもらっていないながら仕事をしていませんでした」との内容の始末書を書かせたり、「よくこんなやつと結婚したな」などと原告とその場にいらない妻を侮辱する言葉を吐くこともあった。

7/28 中国江蘇省南京市内のプラスチック工場解体現場で、ガス爆発が起き10人が死亡、14人が重体となった。やけどなどで120人以上が病院に運ばれたという。作業員が誤って地下のガス管を切断し、ガスが漏れ、近くで住民が車のエンジンをかけたところ爆発が起きたという。爆発に伴い、火災が発生。火柱が十数Mの高さまで上がり、爆風で近くの商店が跡形もなく壊れたほか、約500M離れたマンションの窓ガラスも粉々に割れ、窓枠も折れ曲がった。プラスチック工場の建物も鉄骨がむき出しの状態になっている。近くに住む男性は衝撃で落下した天井の下敷きになり死亡、近くを走っていたバスの乗客も多数負傷したという。

7/29 同僚の自衛官から性的暴力を受けたうえに退職を強要されたとして、北海道内の航空自衛隊基地に勤務していた元女性隊員が約1100万円の国家賠償を求めた訴訟で札幌地裁は、女性側の訴えをほぼ全面的に認め、国に580万円の支払いを命じた。裁判長は「上下関係などを利用した性的暴行で、その後も上司らが露骨に退職に追い込もうとした」と、組織的な不法行為を認定した。

日本民営鉄道協会によると、JR各社や私鉄など25事業者で昨年起こった暴力は869件で、過去5年で最悪を更新。民鉄協のまとめでは、加害者が飲酒していた暴行事件は499件で、昨年全体の57.4%。しかし、統計では「飲酒なし」も241件と3割弱に上る。

7/30 堺市西区の橋梁メーカー「横河ブリッジ」大阪工場の敷地内で、クレーンが鋼材をつり上げる作業中、バランスを崩して横倒しになった。男性作業員がクレーンが倒れた際に下に飛び降りて足の骨折などをしたほか、別の男性作業員もクレーンの操作室と鋼材の間に下半身を挟まれ負傷した。

名古屋市南区の自動車販売会社の元社員の男性が精神疾患にかかったのは社長からのパワハラや過重労働が原因だと、愛知労働局は労災補償の不支給決定をした名古屋南労働基準監督署の処分を取り消した。決定は14日付。男性は04年6月頃から社長代行としての業務が増えたほか、社長から厳しい叱責を受けるようになった。05年に「パニック障害」と診断されたが、業務が忙しかったため治療を受けられず、うつ病を発症。08年から休業し、その後、解雇された。同労働局は社長の厳しい叱責や長時間労働と、パニック障害との因果関係を認定した。